

絶海中津『蕉堅菴』の作品配列について（五）

——書簡の場合——

はじめに

前稿で絶海中津（一三三六～一四〇五）の『蕉堅菴』所収の詩作品の配列を考察し終えたので、本稿では、書簡類（一四六～一五四）の執筆状況を可能な限り明らかにし、配列順序について考えてみたい。書簡は全部で九通收められており、逐一考察を加えて行く。

『蕉堅菴』の引用は五山版、作品番号は藤木英雄氏『蕉堅菴全注』（清文堂、平一〇）による。返り京は、江戸の版本（寛文十年版が刊年不明版）等を参考にして、私に施した。また、本論に入る前に、承前の如く絶海の生涯のあらましを確認しておく。利用した主な史料は、『仏智広照淨印翊聖國師年譜』（以下、『仏智年譜』と略す）、『勝定國師年譜』（以下、『勝定年譜』と略す）、『蕉堅菴』、『空華日用工夫略集』（以下、『日工集』と略す）である。

- 誕生——建武三年（一三三六）十一月十三日（一歳）
- 京都修行期——貞和四年（一三四八）～貞治三年（一三六四）

且関東から帰洛していたと思われる。

（十三歳～二十九歳）

○関東修行期——貞治三年（一三六四）～応安元年（一三六八）

（二十九歳～三十三歳）

○中国留学期——応安元年（洪武元年、一三六八）～永和三年（洪武十年、一三七七）

（三十三歳～四十二歳）

○九州静養期——永和三年（一三七七）～永和四年（一三七八）

（四十二歳～四十三歳）

○近江隱遁期——永和四年（一三七八）～康暦元年（一三七九）

（四十三歳～四十四歳）

○甲斐恵林寺住持期——康暦二年（一三八〇）～永徳二年（一三八二）

（四十五歳～四十七歳）

○関東再遊期——永徳二年（一三八二）～永徳三年（一三八三）

（四十七歳～四十八歳）

○摂津・讃岐・阿波隠棲期——至徳元年（一三八四）～至徳三年

（一三八六）（四十九歳～五十一歳）

○慈寺（等持寺・等持院・相国寺）住持期——至徳三年（一三八六）～応永十二年（一四〇五）（五十一歳～七十歳）

○示寂——応永十二年（一四〇五）四月五日（七十歳）

【注】絶海は近江、甲斐、摂津にそれぞれ赴く直前にも、短期間ながら京都に滞在していた。また、中国に渡る前も、一

一 「金剛の物先和尚に与ふる書」(一四六)

「金剛」とは景福山天寧金剛禪寺(近江八幡市金剛寺町、現在は廃寺。今枝愛真氏『中世禪宗史の研究』(東京大学出版会、昭四五)参照)、「物先和尚」とは物先周格(一三三二~九七)のことである。この書簡は、書中に「小弟、外邦に閑遊して、時の孔艱に遭ふ。苟めにも活きて帰るは、幸ひたるのみ」「賤跡、一月望を以つて、方に輦下に到る」とあるので、絶海が中国から帰国して、一旦九州で静養した後、帰京した頃にしたためたものであろう。『舊堅菴』所収の「繁全牛(全牛中繁)の和山(貴礼)上人の関西に帰るを送る詩の序」(一四二)に「丁巳の春、余、南国より首を回らし、管崎の廣巖精舎に謁す」「明年、上人、叔父(大疑宝信)に従ひて、京に赴く。余も亦た舟を同じくして行く」とあることから、絶海が帰国したのは永和三年(一三七七、丁巳)の春、帰京したのは翌四年の二月十五日のことである。書簡には「維の時、春深し」ともある。なお、書中には「模堂・陽谷の如く、数年間に喪亡するもの、二十人に幾し」というくだりが見られるが、模堂周階が示寂したのは応安四年(一三七二)九月二日、陽谷周向が示寂したのは応安二年(一三六九)五月十七日のことである。玉村竹二氏『五山禪僧伝記集成』(講談社、昭五八)参照。

二 「光祿相公に与ふる書」(一四七)

「光祿相公」とは、ばさら大名で有名な近江守護佐々木高氏(道營、一二九六~一三七三)の三子、京極高秀(一三二八~九一)のことである。書中には「國らずも閣下、固陋を識察して、録問を枉げるを辱ぐす」や、「來たりて内を治むるに逮びて、上野、日に清化に沐し、民物康阜にして、邑に夜吠の大無し。矧んや龍興新寺は、乃ち妙喜翁行化の地、四海学者の矜式する所にして、高風遺烈、凜乎として猶ほ在り」というくだりがある。「上野」とは現在の滋賀県甲賀郡甲南町新治、「龍興新寺」とは中巖円月(妙喜翁、一三〇〇~七五)が貞治三年(一三六四)冬十一月、近江の柏庄(飯道山の東麓から柏川流域に沿い、現在の甲南町北部一帯と水口町南西部の一部)に建立した寺(『仏種慧濟禪師中岩月和尚自歴譜』)、よつてこの書簡は、臨川寺事件が原因で、絶海が近江に隠遁していた時にしたためたものである。稿者は以前、絶海が永和四年の冬頃、宇治から近江に行かんとして、五十三番詩を詠んだのではないか、と指摘したが、書中に「辰下嚴寒」とあるので、この書簡も同時期の執筆と見て差し支えないだろう。なお、本書簡の中には、

某遠託鴻麻。息影此地。晨禅夜誦。一遵三田規。暇則倚軒嘯傲。以陶写乎靈樹猿鳥之趣。

という文草があり、絶海の近江における生活態度の一端を窺い知ることができる。彼は、朝は座禅、夜は読經というように、一途に古

くからの規則（『勅修百丈清規』）か）を遵守していた。そして、暇ができると、軒端に寄り掛かつて超然とし、雲樹猿鳥の様子に心を楽しませていたという。

三 「報恩の義堂和尚に答ふる書」（一四八）

「報恩」とは南陽山報恩寺（鎌倉市西御門）、義堂周信（一三三五～八八）が応安四年（一三七二）十月十五日、関東管領の上杉能憲に請われて建立した寺である（『日工集』）。冒頭に「旧冬十二月七日、賜はりし所の教字、今夏四月七日に及びて、方に江州甲賀縣の寓所に到る。拝説して数を訴るに、已に百二十日を距つ」とあるので、本書簡も近江での作である。蔭木氏は「江州甲賀縣の寓所」を龍興寺とされているが（『蕉堅葉全注』、一二三頁）、稿者には、少しく疑問が残る。と、いうのも、後に近江での作と結論付ける第五十二番書に「是れを以つて遁逃してより已還、一たび歲月を周らし、六たび茅舎を移す」とあり、絶海が近江で住居を転々としていたことが知られるからである。執筆の時期は、（絶海が近江に滞在した期間を勘案すると）必然的に康暦元年（一三七九）の四月七日直後ということになるだろう。書中には「伏して承るに、重ねて事を黄梅に領す、と」というくだりがあつて、義堂が黄梅院（円覚寺の塔頭）の事を再領したのは、『日工集』によると、永和四年十一月二十九日のことである。また、「小弟、丙辰の春、金陵を離れて前に跋き、後へに遠れて、此に四年なり」というくだりもある。

絶海が高皇帝（洪武帝、朱元璋とも）に金陵（南京）の英武樓に招かれたのは、洪武九年（永和二年／一三七六）、丙辰の春のことなので（『仏智年譜』）、それから四年目の夏頃に、この書簡をしたためたことになる。この他、臨川寺事件に関する、向者臨川告状。衆説紛糾。某但得^ミ拱手就^リ列于百十人之下已。毫髮不^レ為^ミ主張^レ。幸垂察焉。

という文章も見られる。臨川寺の訴えについては、いろいろな意見が乱れ飛んでいますが、わたしは、両手を拱いて、皆様の後に付いていくだけです。まつたく主張は致しません、と絶海は義堂に述べているのだが、この事件がもとで近江に隠遁したと思われる絶海にしては、まことに控え目な意見と言えよう。

四 「法華の元章和尚に与ふる書」（一四九）

「法華」とは等持寺の法華堂、「元章」とは元章周郁（一三二一～八六）のことである。『蕉堅葉』には「元章和尚の天龍に住する諸山疏」（一三二一）、「絶海和尚語錄」²卷下には「まさに近県に往かんとして、韻を次して元章和尚に別れ奉る」詩（一八三）も見られる。書中に「今夏、州兵、東征し、軍須、百端、民戸、之が為に騒然たり」とあるのは、関東で小山氏が反乱を起こしたためであろう（小山氏の乱、一三八〇～九七）。この時、絶海は甲斐の惠林寺の住持を勤めていたと思われ、「細務、猥雜、日に懊惱を以つて」す」という記事も見受けられる。彼が同寺に入院したのは康暦二年（一

三八〇) 十月八日『仏智年譜』、書中に「今夏、州兵、東征し」や「秋序、杪に方る」とあり、後述するが、百五十、百五十一、百五十三番書も甲斐での作で、これらの書簡との兼ね合いもあるので、本書簡の執筆時期は、永徳元年(一二八一)の秋の終わりであろう。なお、書簡中の「等持の法兄」とは義堂のことと、『日工集』によると、康暦二年十月十七日に同寺に入院したことがわかる。

五 「久菴和尚に答ふる書」(一)(一五〇)

「久菴和尚」とは久菴僧可(?)~一四一七のことである。すでに直前にも述べたが、稿者は、この書簡を甲斐での作と考えている。論拠は乏しいのであるが、第一に「前年、東府の管領、前後相繼いで捐館し、しかのみならず、信越の二守、或いは以つて傾逝し、或いは以つて俗を厭ふ」という箇所に注目する。前年、相繼いで逝去した関東管領とは、上杉能憲(永和四年四月十七日没、『日工集』『鎌倉九代後記』等)と憲春(康暦元年二月七日没、『花菖三代記』等)のことであろう。絶海は、久菴が上杉氏出身(源平の息)ということもあつただろうが、同時に(関東十カ国の一である)甲斐に滞在していたからこそ、このような話題を出したのではないだろうか。

なお、一人が逝去し、一人が出家したという「信越の二守」に関して、蔭木氏は「貞治六年七月十三日に越後守護斯波高経が死に、斯波氏経は嵯峨に出家遁世した」(二二八頁)という注を付されているが、斯波高経は、越前もしくは越中の守護である。疑問が残る。

信濃の守護は上杉朝房、越後の守護は上杉憲栄を指しているのではないか、とわたくしは推測している(『新潟県の歴史』『長野県の歴史』『国史大辞典』参照)。この他、「而して独り管領公泊び中書侍中の二公、今諸軍の率と為り、僭偽を削定す」というくだりがあり、上杉憲方(管領公)と朝宗(中書侍中)が、諸軍を率いて、官位を偽り領国を侵すものを征伐する、その具体的な内容として、蔭木氏は「ここは小山義政の反乱を治めること」と指摘されている。執筆の時期に關しては、書中に「残暑、伏して惟んみれば、保愛せんことを」とあり、つぎの書簡(百五十一番書)との兼ね合いもあるので、永徳元年の秋の初めを考えている。なお、本書簡には、絶海の病氣に関する記事が見受けられる。

小弟比患痢疾。旬日間。殆不識人。兩日前。方復小康。
昏睡中。獲^レ手書并越燭。喜甚。疾説脱然不覺沈病之去
體也。

絶海は下痢で、十日ばかり人と会わなかつたという。彼には元々、持病があり、南北朝の争乱や臨川寺事件に巻き込まれて、疲れ果て、今にも息絶えてしまいそうな人の如く、生氣を失つた状態に陥つたこともあつたという(百四十八番書)。そう言えば、『蕉堅藁』の詩作品には、薺草(黄精、紫參、紅棗、朮苗等)など、薺に関するものが頻出する。總じて、彼はあまり体が強い方ではなかつたのかも知れない。

六 「久菴和尚に答ふる書（一）」（一五二）

この書簡と、前の書簡（百五十番書）は、五山版や江戸の版本を見ても、行換えを施して、一応区切つてはいるものの、「答久菴和尚書」^{（二）}という題のもと、一纏めにして収められている。と、

いうことは、これも百五十番書と同時期に、甲斐でしたためられたと考えてよいのではないか。書中には「茲に承従者、暫く伊豆を離れて、三川に坐夏す。いまだ面晤を得ずと雖も、稍近きを以つて喜びと為す」というくだりがある。甲斐と三河とは、間に駿河を挟んでいるが、割と近い距離にある。書簡の執筆時期は、「教上人来たる。二月廿二日の書を惠まる」「惟の時、春深し」とあるので、永徳二年の春の終わりであろう。なお、この時の久菴の所在に関して、蔭木氏は、百五十番書は、文面から察して越後の聖寿山至徳寺（上越市東雲町、現在は廃寺。久菴が開山）、本書簡は、久菴の祖父の上杉憲頃が無礙妙謙（久菴の師）を開山として建立した、伊豆韭山（静岡県田方郡韭山町）の天長山国清寺^{（三）}を比定しておられるが、両書簡の体裁や執筆の時期などを勘案すると、少なくとも同じ場所に住していたようと思われる。このことは、つぎの百五十一、百五十三番書を見るにつけて、一層強く思われる。

七 「椿庭和尚に答ふる書」（一五三）

「椿庭和尚」とは椿庭海寿（一一一八～一四〇一）のことである。

百四十九番書から甲斐での作が続いているが、稿者はこの書簡を、近江での作と考えたい。とは言え、決定的な証拠は無く、状況証拠

に頼らざるを得ない。例えば、「某、以つて巣穴に竄伏して」とか「是れを以つて遁逃してより已還、一たび歲月を周らし、六たび茅舍を移す」というような生活を、絶海が送るとすれば、それは、近江に隠遁した時を指いて他には考えられない。修行時代や住持時代においては、到底、無理であろう。また、

雖然時時逢三山水幽勝之處。披衣散策而陶冶於猿鳥雲樹之趣。悠然如遊乎物化之元。

という文章もある。絶海は、山水の静かで美しい景色に出会うと、ぐつろいだ格好をして散策し、雲樹猿鳥の生態に共感して、ゆったりと物の変化の根源で遊んでいるかのような感覚を覚えたというが、この生活態度は、先に百四十七番書で見た、絶海の近江におけるそれと相通するものがあるようと思われる。なお、書簡の執筆時期であるが、「溽暑、正に酷に及ぶ」というくだりがあるので、康暦元年の夏であろう。

八 「円覺の椿庭和尚に与ふる書」（一五三）

椿庭が円覺寺に入院したのは、永徳元年の冬のことである（第四十七世、『円覺寺史』附録〈住持世代〉による）。この頃、絶海は、すでに惠林寺の住持を勤めており（『仏智年譜』）、この書簡は、甲斐でしたためられたものであろう。書中に「夏間に光侍者の職事を

以つて、虚中（梵亮）に私す」〔茲に光侍者の帰参に因りて、草草に修布す」と見える「（明絶）光侍者」については、『蕉堅集』の十九番詩や九十六番詩を考察する際にも触れたように、甲斐で絶海に從事した学徒のうちの一人である。執筆の時期は、「即晨、秋深し」とあり、絶海と椿庭、各々の住持期間を勘案すると、永徳二年の秋の終わりにならうか。なお、本書簡と前の書簡（百五十二番書）は、宛名は同じだが、執筆の時期や場所が異なり、また、宛先も異なると思われる所以、百五十、百五十一番書のように一括するのではなく、項を改めて収めたのである。

九 「常光の古剣和尚に答ふる書」（一五四）

「常光」については、諸書では不明とされているが、近江には大慶山常光寺（甲賀郡甲賀町大原上田）という臨濟宗妙心寺派の寺院がある。「古剣」とは古剣妙快（一三一八～？）のことである。

じつはこの書簡の執筆状況が最も判然としない。まずは論の進行上、古剣の臨川寺事件以降の履歴を確認しておく。『五山禪僧伝記』の「古剣妙快」項から抜粋する。

（上略）ついで古剣は、永和初年（一三七五？）崇光法皇の院旨により、伏見の大光明寺に移ったが、その頃、龍湫周沢を中心とする一部の夢窓門徒の画策により、幕府を動かして、從来同門同徒の大好きな甘棠道場（一派の本拠地たる門徒養成の場）であった十刹臨川寺を五山に昇位させ、十方住持（夢義満（一三五八～一四〇八）に逆らって隠棲した、摂津有馬の羚羊

窓派を含めて、その外のあらゆる門派も、住持として任命され得る制度）の大方叢林（全く公的な大禪院）にされた。古剣は之に強く反対し、之を十刹の旧位に復し、夢窓派独占の門徒弁道の為の道場に戻さんとして、激越な言詞を以て訴状を作成し、同門の連署を集めて、幕府に訴えた。当初は中々その意見を容れなかつたが、遂に幕府も折れて、康暦元年（一三七九）、臨川寺を十刹に降位した。古剣はその功によつてか、一門に推されて、同寺に住した。そして永徳二年（一三八二）八月、建仁寺（五山）（第五十八世）に昇住、その後、建長寺（五山）（第六十一世）に遷住。晩年は京都に還り、西山に寿光院を創めて退隱したが、その寂年は詳かにしない。寿光院に塔した。（下略）

（一九二頁）

さて、書簡本文には、つきのようなくだりがある。
向在「田里」。竊謂幸不_ニ為_レ時容_ニ。巖穴余樂也。春秋二時。乘閑拉_ニ一二衲子_ニ。一舸北渡_ニ謁林下_ニ。參學之暇。登_ニ山臨_ニ水。陶冶乎雲鳥之趣_ニ。以極_ニ旬月之歡_ニ焉。今不幸而為_レ時竊紳。池魚籠禽之思。不足_ニ為_レ喻也。蓋業緣使_ニ然也。

絶海は以前「向」字を「サキニ」と訓んだ、「田里」に在つて、「巖穴は余が樂しみなり」とひそかに思つたり、「參學の暇に、山に登り、水に臨みて、雲鳥の趣きに陶冶し、以つて旬月を極む」といった生活を送つていたという。蔭木氏は「田里」を、絶海が足利義満（一三五八～一四〇八）に逆らつて隠棲した、摂津有馬の羚羊

谷牛隠庵とされている。その理由は、引用文の中には「春秋の二時には、閑に乗じて、一、二の衲子を拉して、一舸、北に渡り、林下に拝謁す」と記されていたが、古剣と有馬の羚羊谷の結びつきは強く、かなり頻繁に訪れていたとしてもおかしくはないからである。

『臥雲日件録抜尤』享徳元年（一四五二）四月十六日条によると、

古剣はかつて摂津鎌倉谷（羚羊谷）の清寥庵にいたという。また、羚羊谷（掛角菴・鎌倉谷・仏ヶ谷）には、絶海が隠棲した「牛隠（庵）」も含めて、六境（「千仞壁」「一葉溪」「鍋仏岩」「龍山」「牛隠」「振驚瀑」）があつたらしく、それを命名したのが古剣その人である。

古剣の『了幻集』（『五山文学全集』第三卷所収）には、「仏谷六境」という偈頌が收められている。しかし、実際に絶海が牛隠庵に滞在したのは、至徳二年（一三八五）の四月から七月末にかけての、わずか三、四ヶ月の間なので（『仮智年譜』、「春秋の二時」という表現に齟齬を来たすのではないだろうか。よつて、稿者は、藤木氏の摂津説には賛同できない。そして、新たに近江説を提示したい。先に百四十七番書や百五十一番書で見てきたように、巖穴（の如き住居）に住んだり、修行の合間に靈樹猿鳥の様子を楽しんで、その生命や性質に共感したりするのは、絶海の近江における生活態度の特徴の一つである。『日工集』永和五年（康暦元年）正月十四日条には「三会の回書、同じく來たりて曰く、『中津藏主、今江州の袖と云ふ處に在り。中諦書記、いまだ在処を詳かにせず。』と」という記事があり、絶海の他にも、観中中諦が、臨川寺事件に際して行動

を起こしていたことが推察される。古剣は臨川寺を、五山から十刹に復位させるのに尽力し、その結果、同寺の住持も勤めたが、同時期に何等かの理由があつて、近江で絶海と邂逅する機会を持ったのである。百五十二番書には「茲に古剣兄の住所を問及するを承る。今、備州の荒山（6）の中に在り」というくだりもある。

さて、「幸ひに時の為に容れられず」という近江隠遁期に対して、「今、不幸にして時の為に翻絽せらる」という本書館の執筆状況は、いったい如何なるものであつたのであろうか。どこかの住持を勤めていたのであろうか。決定的な証拠は無いが、わたくしは、絶海が晩年、京都で大寺院の住持を勤めている時にしたためられたものではないか、と考えている。と、いうのも、絶海は引用文中において、「池魚籠禽の思ひも、喻えと為すに足らざるなり」とまで述べており、恵林寺の住持の時に比べて、明らかに多忙で、自由が利かなくなつていてると思われるからである。それに、「所居、僻陋にして、世と接せざること知りぬべし」（百四十八番書）とか、「居處、僻遠にして」（百五十三番書）といった類の表現が見当たらないことも、その傍証とはならないだろうか。翻つて古剣の動静であるが、彼は臨川寺の住持を勤めた後、永徳二年八月に建仁寺、その後、建長寺とうつり、晩年は京都に戻ってきたようである。おそらく、その頃、近江の常光寺に赴く機会があつたのであろう。古剣は、絶海よりも十八歳も年長に当たるので、その寂年は不明だが、年齢的なことを考慮すると、両者に書簡のやり取りがあったのは、絶海が持寺の

住持を勤めていた頃ではないだろうか。季節は、「正月、梁藏主の

往くに、書を奉じて敬を致す」や「茲に遜侍者到り、正月廿六日の書を出し示す」というくだりがあるので、春である。

おわりに

以上、今回は『蕉堅菴』の書簡類（一四六～一五四）を見てきた。

いま一度、その執筆状況を確認する。

・「金剛の物先和尚に与ふる書」（一四六）…京都での作、永和四年（一三七八）の春

・「光禄相公に与ふる書」（一四七）…近江での作、永和四年（一三七八）の冬

・「報恩の義堂和尚に答ふる書」（一四八）…近江での作、康暦元年（一三七九）の夏

・「法華の元章和尚に与ふる書」（一四九）…甲斐（惠林寺）での作、永徳元年（一三八一）の秋の終わり

・「久菴和尚に答ふる書」（一五〇）…甲斐（惠林寺）での作、永徳元年（一三八一）の秋の初め

・「久菴和尚に答ふる書」（一五一）（一五二）…甲斐（惠林寺）での作、永徳二年（一三八二）の春の終わり

・「椿庭和尚に答ふる書」（一五一）…近江での作、康暦元年（一三七九）の夏

・「田覚の椿庭和尚に与ふる書」（一五三）…甲斐（惠林寺）での

作、永徳二年（一三八二）の秋の終わり

・「常光の古剣和尚に答ふる書」（一五四）…京都（等持寺）での

作、至徳三年（一三八六）以降の春

こうして見ると、詩作品の場合と同様、大体、執筆年代順に整理されているようである。例外は、百五十番書と百五十一番書である。

前者は、前後の書簡（百四十九、百五十一番書）と同じく甲斐での作で、執筆時期が少し乱れているだけである。対して、近江でしたためられた後者は、甲斐での作が続く中（百四十九～百五十一、百五十三番書）、何故か一通だけ混入し、しかも執筆時期もかなりず

れている。いつたいこれらの事態を、どのように説明すればよいのだろうか。

ここで稿者は、例外の両書簡（百五十、百五十一番書）の直後に、それぞれもう一通、宛名が同じ書簡（百五十一、百五十三番書）が位置していることに注目する。畢竟、絶海（もしくは編者の鄂隱慧竇）の配列意識（意図）として、基本的には執筆年代順であるが、宛名が同じ書簡が二通ある場合は、執筆時期の早い方を、遅い方の直前に配列させて、二通セットにするという意識（意図）があったのではないか、ということである。このようなパターンは、詩作品を考察する際には見受けられなかつたが、今回の結果も踏まえながら、今後も疏（一二九～一四一）、序（一四二～一四五）、説・銘（一五五～一六三）、祭文（一六四～一六六）を見て、いきたい。

[注]

(1) 拙稿「絶海中津『蕉堅菴』の作品配列について（一）——五言律詩の場合——」（『古代中世国文学』第十五号所収）、「同

(1)——七言律詩の場合——」（同第十六号所収）、「同(三)——七言絶句（八〇～九四）の場合——」（同第十七号所収）、

「同(四)——五言絶句、七言絶句（九五～一二八）の場合——」（同第十八号所収）。

(2) 作品番号は梶谷宗忍氏訳注『絶海語録』二（思文閣出版、昭

五一）による。

(3) 薩木英雄氏は「茲に従者より承るに、暫らく伊豆を離れて夏

を三川に坐すと」（原漢文、茲承従者。暫離伊豆坐夏三川）と訓読し、久庵僧可が伊豆から三河に移ると、従者から聞いた、

と解されているが、「茲に承従者、暫く」と訓み、承従者が三河に移るとも解せる。

(4) 引用は薩木氏『訓注 空華日用工夫略集』（思文閣出版、昭五七）による。

(5) 「荒山」に関して、薩木氏は、所在不明とされているが、「荒れ果てた山」という普通名詞の可能性もあるだろう。百五十番書に「幸ひに荒山僻郡の中に在りて」という用例がある。

傍線は私に施した。

——あさくら・ひとし、鈴峯女子短期大学非常勤講師——